

令和5年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(7) 土壌汚染対策の推進

- ① 土壌汚染の未然防止及び汚染土壌の拡散防止に向けた監視・指導
- ② 汚染土壌の改善対策の指導

(1) 事業目的

- ① 土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする土壌汚染対策法※1が平成15年2月に施行され、平成22年4月からは改正土壌汚染対策法が施行されています。

改正法では、①特定有害物質を製造、使用または処理する施設の使用が廃止された場合、②土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合に加えて、③有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地で900㎡以上、3,000㎡以上の土地の形質変更時であって土壌汚染のおそれがある場合にも、土地の所有者等に土壌汚染の調査を行わせることとしています。この土壌汚染の調査の結果、土壌中に基準を超える特定有害物質が検出された土地については、都道府県知事は規制対象区域として指定することになりますが、改正法では、自主調査で土壌汚染が判明した場合の規制対象区域への指定についても制度化されています。区域指定を行った場合には、公示するとともに、規制対象区域の台帳を作成し、閲覧に供することとなっています。

- ② 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」※2に基づく農用地土壌汚染対策地域に指定されていた津和野町笹ヶ谷地域は、平成27年1月9日に指定を解除しました。これで、県内の同対策地域の指定は、全て解除されましたが、津和野町笹ヶ谷地域では、土壌汚染防止対策実施以降の特定有害物質による汚染の状況を調査し、継続して監視しています。

(2) 取組状況

- ① 令和4年度における指定状況は資料編：表1のとおりです。

また、土壌汚染の未然防止対策として、土壌への有害物質の排出を規制するため、水質汚濁防止法※3に基づき工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置等を講じています。

- ② 令和4年度に講じた施策

津和野町笹ヶ谷地域の2カ所の調査ほ場で、土壌、農作物及び農業用水のヒ素及びカドミウムの調査を実施しましたが、いずれも基準値を上回るヒ素及びカドミウムは検出されませんでした。

《用語解説》

※1 土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。

※2 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

農用地のカドミウム等による土壌汚染防止及び対策についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物の生育が阻害されることを防止することが目的とした法律。鉱山の廃水等に由来した重金属類による農用地汚染等が原因と考えられる健康被害（イタイイタイ病）や作物の生育阻害が大きな問題となったことから制定されました。

※3 水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている法律。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 農山漁村振興課	0852-22-6379